



金 沢 市 公 報

第 2 8 9 8 号

平成29年(2017年)4月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る 関係図書の写しの縦覧について (道路建設課)	3
●告 示		●教育委員会告示	
○地縁による団体の認可について (市民協働推進課)	1	○平成27年教育委員会告示第8号(地区公民館 の指定管理者の指定について)の変更につい て (生涯学習課)	4
○児童福祉法の規定による事業者の指定につい て (障害福祉課)	2	●公営企業告示	
○市道の区域の変更について (道路管理課)	2	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	4
○道路の供用の開始について (")	2	○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (")	4
●公 告			
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 について (建築指導課)	3		
○開発行為に関する工事の完了について (")	3		

告 示

●金沢市告示第151号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 名称
額新保1丁目町会
- 2 規約に定める目的
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域

町の名称	地 番
額新保1丁目	102番～269番、280番～488番

- 4 主たる事務所
金沢市額新保1丁目468番地
- 5 代表者の氏名及び住所
中田 広一
金沢市額新保1丁目312番地2
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

平成29年4月11日

●金沢市告示第152号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1750102582	放課後デイサービス あんじゅ	金沢市割出町76番地	株式会社ひまわり	金沢市松寺町卯90番地4	児童発達支援	特定無し	平成29年3月1日
1750102624	ココアーク浅野町	金沢市京町35番31号	株式会社GRAN	金沢市荒屋1丁目75番地1	放課後等デイサービス	知的障害児発達障害児	平成29年3月1日

●金沢市告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年4月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
2級幹線	2級幹線331号俵・湯谷原線	小豆沢町二186番1先から	旧	3.7～5.3	36.5
		小豆沢町二184番1先まで	新	6.0～8.3	36.5
2級幹線	2級幹線344号野田・平栗線	平栗ヲ99番1先から	旧	4.2～6.1	274.8
		平栗子23番3先まで	新	5.3～13.8	274.8
2級幹線	2級幹線344号野田・平栗線	平栗子1番1先から	旧	15.5～26.9	39.0
		平栗子1番1先まで	新	8.5～10.3	39.0
2級幹線	2級幹線344号野田・平栗線	平栗子4番1先から	旧	8.1～36.2	60.0
		平栗子3番1先まで	新	8.1～25.1	60.0
一般市道	小坂11号高柳町線	高柳町十字50番1先から	旧	7.5～8.7	2.1
		高柳町十字50番1先まで	新	7.5～10.8	2.1
一般市道	小坂23号東長江町線	東長江町に62番1先から	旧	2.5～3.1	71.1
		東長江町に63番3先まで	新	4.5～5.2	71.1

●金沢市告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年4月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間				供用開始日
2級幹線331号 俵・湯谷原線	小豆沢	町	二	186番1先から 184番1先まで	平成29年4月11日
2級幹線344号 野田・平栗線	平	栗	ヲ	99番1先から 23番3先まで	平成29年4月11日
2級幹線344号 野田・平栗線	平	栗	子	1番1先から 1番1先まで	平成29年4月11日
2級幹線344号 野田・平栗線	平	栗	子	4番1先から 3番1先まで	平成29年4月11日
横山町線22号	横山	町		711番先から 711番先まで	平成29年4月11日
小坂11号 高柳町線	高柳	町	十字	50番1先から 50番1先まで	平成29年4月11日
小坂23号 東長江町線	東長江	町	に	62番1先から 63番3先まで	平成29年4月11日

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成29年4月11日

金沢市長 山野之義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の 年月日	路線名	区 間		延長(m)	幅員(m)
			起 点	終 点		
第272号	平成29年 3月30日	国道157号	金沢市野町1丁目265番1先	金沢市野町1丁目266番先	9.84	22.0

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成29年4月11日

金沢市長 山野之義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の位置及び区域
金沢市笠舞2丁目239番2、239番4から239番6まで、251番、252番、253番1及び253番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市田上本町2丁目159番地 社会福祉法人兼六福社会 理事 出島 美弥子	道路 金沢市笠舞2丁目239番4及び239番5 水路 金沢市笠舞2丁目239番6及び253番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部
金沢市米泉町6丁目31番1から31番5まで	金沢市米泉町6丁目105番地 西 正浩	道路 金沢市米泉町6丁目31番5

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更を認可した旨の石川県知事の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、当該関係図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、

都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事業地	縦覧場所
金沢都市計画道路事業 3・4・22号泉野々市線	金沢市	平成16年2月24日から 平成36年3月31日まで	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	金 沢 市 土 木 局 道 路 建 設 課

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第4号

平成27年教育委員会告示第8号（地区公民館の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成29年4月11日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
金沢市旭日公民館	所在地	金沢市加賀朝日町二123番地	金沢市加賀朝日町ホ33番地	平成29年4月1日

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第15号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位数金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年4月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 平成28年12月1日から平成29年2月28日までの原料の平均価格等
 - 1トン当たり液化天然ガス平均価格 44,660円
 - 1トン当たり液化プロパン平均価格 51,760円
 - 1トン当たり平均原料価格 45,420円
- 原料価格変動額 44,100円
算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 45,420円（1トン当たり平均原料価格）＝ 44,100円（100円未満切捨て）
- 1立方メートル当たり調整単位数料金の額
算式 基準単位数料金の額－44,100円（原料価格変動額）／ 100円×0.082円
この結果、平成29年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位数料金の額は、基準単位数料金の額から36.17円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

●金沢市公営企業告示第16号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位数料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年4月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 平成28年12月1日から平成29年2月28日までの平均原料価格

1 トン当たり 51,760円

2 原料価格変動額 34,500円

算式 $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 51,760円(1トン当たり平均原料価格) = 34,500円(100円未満切捨て)$

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 $基準単位料金の額 - 34,500円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$

この結果、平成29年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から70.38円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

平成29年(2017年)4月11日	印刷	発行人	金 沢 市
平成29年(2017年)4月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄